



資料1-4

調剤の外部委託に関する 本会の考え方

令和4年1月

公益社団法人 日本薬剤師会



薬剤師・薬局にとっては

「患者の医療安全(医薬品の安全使用)の確保・
医薬品の地域への提供」が最も重要な責任である

そのためには

「患者を意識し、より近くで向き合うこと」
が必要である

「医療安全の文化の醸成」を促す責任

患者と向き合うことなく
その文化が醸成・維持されることはない

調剤は

薬剤師法において**薬剤師の独占業務**として
位置付けられている**薬剤師の本質の一つ**である

- 医師 : 医師の資格がなければ、医業を行うことはできない
- 歯科医師 : 歯科医師の資格がなければ、歯科医師業を行うことはできない
- **薬剤師** : **薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない**
- 看護師 : 看護師の資格がなければ、傷病者や褥婦の療養上の世話・
医師の診療の補助を行うことはできない

調剤の全責任は調剤を行う**薬剤師**にある

調剤の全責任は調剤を行う**薬剤師**にある

薬剤師は、
薬剤師自らが調剤を実施することが原則、
しかし、

- ・ 薬剤師の**目の届く範囲**において
 - ・ **薬剤師による明確で詳細な指示**を行うこと
- により、薬剤師以外の者を「**補助**」とさせる場合がある。

提案に対する検討結果

— 調剤における薬剤師の責任と委託の問題 —



間違いが起こった時、誰が責任をとるのか

委受託は組織と組織



組織からの契約上の経済的補償はあるかもしれないが、
調剤における責任は委託者の薬剤師

組織は調剤を安全かつ適切に実施する体制を確保する責務があるが、それは可能なのか

委託者側の薬剤師の目の届かない場所での作業である

- ・ 作業者を知らない
- ・ 医薬品の管理状況が判らない
- ・ 建物・使用機器等の保守状況が判らない
- ・ 作業を見ていない

委託者による精度の高い「**管理**」が必要
しかし、すべてを見ていることもできず
結果、委託者は受託者を信じるしかない

責任の分散によるリスク

<委託者>

- 受託者が指示通りにやってくれるだろう
 - 当事者意識が希薄になる

<受託者>

- 患者と向き合っていない
 - 責任意識が希薄になる

受託者の都合によるリスク

- 経営状況が業務を歪めないか
 - 品質確保・維持ができるか、受託者側の都合が優先されないか、また撤退はないか
 - ※後発医薬品メーカー不祥事のようなことは起こらないか

委託者側のリスクの増加

- 精度の高い指示書の作成が必要
 - 細部まで伝わる指示書が必要
- 委託に伴う手順が増える
 - 新たな要因によるエラーリスクの発生

受託者側のリスクの発生

- 複数の組織から異なるオーダーがくる
 - 作業複雑化
- 指示を誤って解釈する可能性がある
 - 精度の高い指示を受ける必要

一包化調剤におけるチェックポイント（事例）



一包化に関する判断

一包化に適さない（吸湿性等）医薬品がある
➤ 患者個々の特性に合わせて提供方法を工夫

どんな分包機を使用しても、ミスやエラーは発生する

取り間違い

医薬品の
取り揃え・確認

入力ミス

レセコンから
処方データ転送

充填間違い
保管ミス

カセットへ
医薬品を充填

分包機エラー

分包
（一包化）



調剤薬監査

仮に委託の場合、再依頼となれば、時間がかかる。また、プロセスの管理もできない。

分包機の導入

株式会社ユヤマ カタログより作成



自動分割分包機



幅890×奥行404×高さ930mm
価格イメージ（定価ベース）：
200万円～
償却期間：6年

全自動（錠剤）散薬 分包機



幅1,030×奥行660×高さ950mm
価格イメージ（定価ベース）：
300万円～
償却期間：6年

全自動（錠剤）散薬分包機 （カセット付き）



幅1,110×奥行805×高さ1,978mm
価格イメージ（定価ベース）：
900万円～
薬品搭載数：40～90種位
償却期間：6年

全自動錠剤分包機



幅 775×奥行627×高さ1,968mm
価格イメージ（定価ベース）：
2400万円～
薬品搭載数：200～500種位
償却期間：6年

日本の薬局はすでに実情に見合った機器を導入している
価格は導入可能レベルまで低廉化している
機器は必要に応じて導入し、自薬局で調剤すべてを実施することが、
安全性において、適切な手法である

調剤の外部委託に関する 日本薬剤師会の見解



薬剤師法において調剤は
薬剤師の独占業務として位置付けられており、
薬剤師の本質とされ、その責任は薬剤師が負う

専門家の見地として、外部委託は責任の所在を
不明瞭にし、新たなリスクも伴い、患者の医療
安全(医薬品の安全使用)の確保が困難

調剤を外部に委託することは、
認められない